

令和3年度西新宿エリアにおける5Gを含む先端技術を活用した
スマートシティサービス実証事業
実施要綱

3デ推ネ第72号
令和3年6月10日

(目的)

第1条 世界最高のモバイルインターネット網の構築に向け、東京都(以下「都」という。)は令和元年8月に「TOKYO Data Highway 基本戦略*1」を発表し、西新宿都庁近辺エリア(以下「西新宿エリア」という。)を5Gの重点整備エリアの一つに位置付けている。また、都は令和元年12月に「未来の東京」戦略ビジョン*2を発表し、西新宿エリアを「スマート東京」先行実施エリアと位置付け、5Gと先端技術を活用した分野横断的なサービスの都市実装に向けた取組を推進していく。

令和3年度西新宿エリアにおける5Gを含む先端技術を活用したスマートシティサービス実証事業(以下「本事業」という。)は、5Gを含む先端技術を活用したスマートシティサービス(以下「5G等活用サービス」という。)の実証を西新宿エリアにて行う事業者(以下「補助事業者」という。)を選定し、その取組を支援することで、西新宿エリアを全国に先行する5G等活用サービスの実証エリアとするとともに、将来的な5G活用サービスの都市実装を促す。また、5G等活用サービスの有用性を、より多くの都民が認知することを目指す。合わせて、本事業を通して、西新宿の5Gアンテナ基地局の設置需要を向上することで、スマートポール等を活用した西新宿エリアにおける5G通信網のカバーエリア拡大を促進する。

本要綱は、本事業の実施に関し、基本的な事項について定めるものである。

(*1)「TOKYO Data Highway 基本戦略」(令和元年8月策定)

https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/tokyodatahighway/pdf/tdh_ver01.pdf

(*2)「未来の東京」戦略ビジョン(令和元年12月策定)

<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/basic-plan/author53762/pdf/vision.pdf>

(事業内容)

第2条 都は本事業において、次に掲げる支援を実施する。

- (1) 西新宿エリアにおける5G等活用サービス実証事業に係る経費の一部を助成
- (2) 進捗管理や成果創出に寄与する助言等の実施

(補助事業者の役割)

第3条 補助事業者は、本事業において、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 西新宿における5G等活用サービスの実証
- (2) 5G等活用サービスの有用性に係る都民へのPR
- (3) 取得データの適正な管理及び都へのデータの提供
- (4) 西新宿スマートシティ協議会*3との連携
- (5) 報告書の作成及び提出

(*3)「西新宿スマートシティ協議会」(令和2年5月15日設立)

<https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/tokyodatahighway/nishi-shinjuku.html>

(公募)

第4条 知事は、本事業を実施する補助事業者を公募する。

- 2 前項の公募に応じる者は、事業計画書を作成し、申請書(別記第1号様式)を知事へ提出するものとする。
- 3 公募に必要な事項は、知事が別に定める。

(審査会及び決定)

第5条 知事は、前条第2項の規定により提出された事業計画書について、別に定める審査会で審査し、補助事業者を選定する。その結果については、通知書(別記第2号様式)により補助事業者へ通知する。

- 2 知事は、前項の選定に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 審査会及び補助事業者の選定に必要な事項は、知事が別に定める。

(事業計画の実施)

第6条 補助事業者は、第5条により支援対象として決定を受けた計画の適切かつ効果的な実施に努めなければならない。

(事業計画の変更)

第7条 補助事業者は、第4条に規定する事業計画書を変更しようとする場合には、知事に報告を行わなければならない。ただし、変更内容が次に掲げるものに該当する場合には、変更承認申請書(別記第3号様式)により、あらかじめ知事へ申請し、承認を求めるものとする。

- (1) 事業計画書の内容を大幅に変更しようとするとき。
 - (2) 第5条第2項の規定に基づき知事が特に条件を付した場合において、事業内容の変更によって、条件を満たさなくなるとき。
- 2 知事は、前項の申請について承認した場合は、変更承認通知書(別記第4号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

(事業の中止)

第8条 補助事業者は、やむを得ない理由により、本事業を中止しようとする場合には、中止承認申請書（別記第5号様式）により知事へ申請し、承認を受けなければならない。

2 知事は、第1項の申請について承認をした場合は、中止承認通知書（別記第6号様式）により補助事業者へ通知する。

(事業計画の取消)

第9条 正当な理由なく計画の遂行に著しい支障が生じ、遂行が困難と認められる場合には、知事は第5条及び第7条において決定又は承認した事業計画を取り消すことができる。

(支援期間)

第10条 第5条で決定した補助事業者に対する支援は交付決定日から令和4年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関する詳細事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月10日から施行する。